

第44号議案

中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

中間市長 福田 浩

中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

中間市敬老祝金条例（昭和45年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

中間市長寿祝金条例

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「敬老祝金」を「、その長寿を祝福し、併せて敬老の意を表すため、長寿祝金」に、「給付して敬老の意を表し、併せてその福祉増進を図ることを目的」を「給付し、及び表彰状を贈呈することに関し、必要な事項を定めるもの」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（表彰状の贈呈）

第9条 市長は、満100歳の給付対象者に対し、表彰状を贈呈するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

中間市敬老祝金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>中間市長寿祝金条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、高齢者に対し、<u>その長寿を祝福し、併せて敬老の意を表すため、長寿祝金（以下「祝金」という。）を給付し、及び表彰状を贈呈することに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(表彰状の贈呈)</u></p> <p>第9条 <u>市長は、満 100 歳の給付対象者に対し、表彰状を贈呈するものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>中間市敬老祝金条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、高齢者に対し<u>敬老祝金（以下「祝金」という。）を給付して敬老の意を表し、併せてその福祉増進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>